# 運輸安全マネジメントに基づく情報公開について

2021年5月1日 関鉄観光バス株式会社 営業統括部

当社では、バスの運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、道路運送法、旅客自動車運送 事業運輸規則及び安全管理規定に基づき、年度毎に情報公開を行っております。

- 1. 輸送の安全に関する基本的な方針
  - (1) 「安全輸送はサービスの基本」を基本方針に輸送の安全確保に万全を期しております。
  - (2) 社員一丸となって輸送の安全確保に取り組んでおります。
- 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 人身(車内人身を含む)事故の防止
2020年度:0件
2019年度:2件
(2) 追突(逆突含む)事故の防止
2020年度:0件
2019年度:5件

(3) 回送時の油断による事故の防止 2020年度:0件 2019年度:4件

(4) 健康並びに飲酒に起因する事故の防止 2020年度:0件 2019年度:0件

(5) 車両故障 (自動車事故報告規則第2条の11号) 2020年度:1件 2019年度:0件

(6) 接触などの軽微な事故の防止 2020年度:2件 2019年度:0件

(7) 事故件数5割減

以上、当初上記 5 項目 (1) ~ (4) ・ (7) を年間事故防止目標としておりましたが、目標をより明確にする為に、(2) の「追突(逆突含む)事故の防止」を(6) の「接触などの軽微な事故の防止」に区分致しました。又、車両故障(自動車事故報告規則第 2 条の 1 1 号)が昨年度発生した為、追加事項と致しました。引き続き 2 0 2 1 年度も、事故防止目標を次の通り設定し、安全輸送・事故防止運動を社員が一丸となって推進してまいります。

#### 【2021年度年間事故防止目標】

- 1 人身(車内人身事故を含む)事故の絶滅
- 2 追突(逆突を含む)事故の防止
- 3 回送時の油断による事故の防止
- 4 健康並びに飲酒に起因する事故の防止
- 5 車両故障の防止(自動車事故報告規則第2条の11号に起因するもの)
- 6 有責事故の撲滅(接触などの軽微な事故も含む)
- 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
  - (1) 業態別有責事故発生件数

	貸切	乗合	高 速	合 計
2020年度	1	1	0	2
2019年度	9	0	2	11
増 減	-8	+1	-2	-9

- (2)(1)の事故のうち、自動車事故報告規則第2条の3号に該当する事故は0件です。
- (3) 2020年度、上記表以外に自動車事故報告規則第2条の11号に該当する事項が1件。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 別紙1のとおり

## 5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定める事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する投資を、積極的かつ効率的に行うよう努める。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を共有し伝達する。
- (5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

## 6. 輸送の安全に関する計画

2021年度計画

バス車内及び車外での事故防止とドライブレコーダーの情報を収集し、乗務員の安全意識 の向上を図ってまいります。

# 輸送の安全に関する教育計画

- ① 運行管理者教育
- ② 運転士に対する安全教育(年5回)
- ③ 事故惹起者に対する研修(随時)
- ④ 初任運転士教育(採用時実施)
- ⑤ 管理者・乗務員による事故防止対策委員会の開催(年4回)
- ⑥ 雪道走行訓練(年度冬季)
- (7) ドライブレコーダーの画像を用いたヒヤリハットの共有(随時)
- 以上のとおり年間計画を策定し安全教育を実施いたします。

#### その他の教育・研修

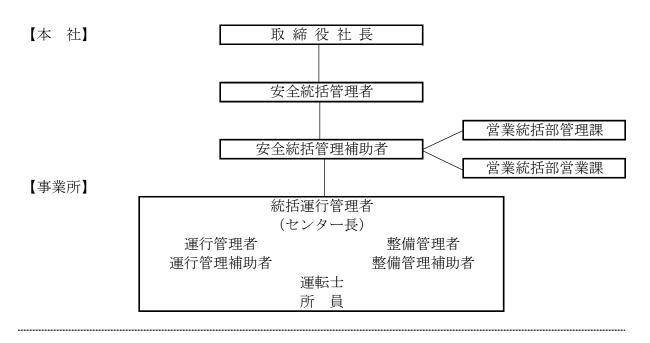
- ① 安全運転中央研修所 運転者課程2日間コース参加
- ② 交通事故救命救急法教育講習会参加
- 7. 輸送の安全に関する安全管理室による内部監査の実施

安全輸送に対して、関東鉄道グループバス事業の安全輸送推進部署「安全管理室」による、 安全管理体制の維持及び向上に向けた、内部監査を実施しました。

8. 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定

2011年度から、貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受け、2017年度の更新により三つ星に認定されました。

以上



事故・災害等に関する報告連絡体制 (別紙2)

